

令和2年4月22日

東京地方裁判所 御中  
東京地方検察庁 御中  
警 視 庁 御中

第一東京弁護士会  
会 長 寺 前 隆

## 新型コロナウイルス感染症対策についての申入書

### 第1 申入れの趣旨

- 1 貴庁管内において、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある被疑者については、可能な限り逮捕・勾留を行わず、在宅での捜査を行うよう求めます。
- 2 やむを得ず、逮捕・勾留を行う場合は、留置場内での感染拡大防止のため、最大限の防止策を講じることを求めます。
- 3 逮捕・勾留中の被疑者・被告人に、新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる症状が表れた場合は、可能な限り、速やかな被疑者・被告人の釈放、医療機関への移送を含めた感染拡大防止のための最大限の措置を講じることを求めます。

### 第2 申入れの理由

本年4月7日、政府は、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都を対象地域として、緊急事態宣言を発出しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することが国家的急務となっており、既に、警視庁管内の警察署留置場において勾留中の複数の被疑者や東京拘置所において勾留中の被告人が新型コロナウイルスに感染したことが判明したとの報道がなされています。

しかし、新型コロナウイルス感染症については、現実的な検査体制の問題等から、感染の疑いがあっても、重症でない初期症状では、ガイドライン上、病院・保健所等でのPCR検査が速やかに受けられない状態が続いています。

留置施設は、被疑者の逃亡を防ぐために窓が少なく、狭い空間内に多数の者が起居していることから、新型コロナウイルス感染者が留置された場合、留置場内において集団的な感染を引き起こす危険が高いと思われます。そのような危険を防止するためには、当該被疑者が重症化し、PCR検査を受けて陽性との判断がなされてからの対応では手遅れです。

そこで当会は、緊急の措置として、上記申入れの趣旨のとおり、申し入れます。

以上